

「石綿取扱い作業従事者」特別教育講習のご案内

石綿等が使用されている建築物、工作物または船舶の解体等の作業(石綿則第4条)を行う際、石綿によるばく露により肺がんなどの重度な健康障害を引き起こす危険性があることから、作業を行う従事者には、特別教育(安衛則第36条37号)の修了者を就かせることが従事者に義務付けられています。

当組合では、標記特別教育講習を下記の通り開催することと致しました。この機会に是非受講ください。

記

- 1 開催日時 令和6年11月27日(水)
午前10時～午後4時(受付:午前9時30分から)
- 2 場所 全建岐阜厚生会館(全建総連岐阜建設労働組合)
岐阜市藪田南3丁目9番5号 電話(058)274-3131
- 3 講習内容
- | | |
|-------------------------|----------|
| 1. 石綿の有害性 | 0.5時間 |
| 2. 石綿等の使用状況 | 1時間 |
| 3. その他石綿等のばく露防止に関し必要な事項 | 1時間 |
| 4. 石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置 | 1時間 |
| 5. 保護具の使用方法 | 1時間 |
| | 合計4時間30分 |
- 4 受講料 ◆組合員 5,000円
(テキスト代込) ◆組合員以外 8,000円
◆連携団体会員 7,000円
↳(一社)東海木造住宅協会、ぎふの木の住まい協議会
- 5 申込期間 令和6年9月11日(水)～令和6年11月15日(金)
- 6 定員 20名(定員になり次第締切り/受講者が僅少の場合、中止することがあります)
- 7 申込方法 「申込書」に必要事項をご記入の上、写真2枚(3cm×2.5cm)、運転免許証や健康保険証等(公的に氏名・生年月日が分かるもの)の写しを貼付し、以下へ申し込み、受講料等を納入して下さい。

送付先 〒500-8384 岐阜県岐阜市藪田南3丁目9番5号

全建総連岐阜建設労働組合県本部

受講料の振込先 東海労働金庫 岐阜支店(普通)377196

(名義人)全建総連岐阜建設労働組合県本部

- 8 その他 (1)振込手数料は、お振込人払いをお願いします。
(2)ご都合により受講をされない場合でも、受講料はお返しできません。
(3)受講者が僅少の場合には、講習を中止することがあります。
(4)筆記用具(鉛筆・消しゴム)と送付致します「受講票」を持参下さい。

お問い合わせ 全建総連岐阜建設労働組合 電話(058)274-3131 FAX(058)274-3133